

栃木市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、栃木市長から監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表します。

令和5年5月8日

栃木市監査委員 福地 武司

栃木市監査委員 古澤 ちい子

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の期間 令和4年1月18日から令和4年2月15日まで
- 3 監査の対象

指定管理者	施設名称	所管課
株式会社 観光農園いわふね	栃木市 いわふねフルーツパーク	農業振興課
	栃木市 岩舟農村環境改善センター	農業振興課
株式会社ファーマーズ・フォレスト	栃木市観光情報物産館	観光振興課

- 4 措置の内容 次のとおり

監 査 対 象	株式会社 観光農園いわふね (栃木市いわふねフルーツパークセンター)
監査結果報告日	令和5年 3月31日付け 栃市監第67号
措置結果通知日	令和5年 4月24日付け 栃市総第37号
監 査 結 果	<p><b>1 利用承認に係る手続きについて</b></p> <p>本施設は、令和3年度において、弁当工房、ジュース・アイス工房及び農産物直売所の3箇所の利用実績があるが、これらはいずれも指定管理者が利用の承認をし、指定管理者において栃木市農業振興むらづくり施設条例に基づく利用料金を収入しているものと認められる。</p> <p>そこで、本件利用承認にあたっての手続きについて確認したところ、上記3箇所のうち1箇所については、文書による利用承認手続きがなされていたが、それ以外の2箇所については、指定管理者たる法人による利用であり、また特段文書の取り交わしがなされていないことが確認された。</p> <p>指定管理に係る仕様書(以下「仕様書」という。)には、利用者が指定管理者に利用申請書を提出し、指定管理者が利用承認書を申請者に交付するものと記載されていることから、所管課においては、指定管理者が利用の承認を行うにあたり、適切な事務手続きがなされるよう指導されたい。</p> <p>特に、本件のように指定管理者たる法人が利用する場合における利用承認手続きについては、特段仕様書にも記載されていないことから、条例等の定めに照らし適切な事務の方法について、助言されたい。</p>
措 置 内 容	令和5年度より文書による利用申請の受付及び承認を行うよう指導済みです。

監 査 対 象	株式会社 観光農園いわふね (栃木市いわふねフルーツパークセンター)
監査結果報告日	令和5年 3月31日付け 栃市監第67号
措置結果通知日	令和5年 4月24日付け 栃市総第37号
監 査 結 果	<p><b>2 人件費の計上について</b></p> <p>指定管理対象経費のうち、人件費の計上について確認したところ、一部の職員について、指定管理業務とそれ以外の業務の両方を担当しているにもかかわらず、給料の全額を指定管理対象経費に計上していることが確認された。</p> <p>指定管理料を算定するにあたっては、指定管理業務に関係する経費のみをその対象経費に計上するべきであり、その他の業務を併せて担当している場合には、業務量等に応じて適宜按分して計上する必要がある。</p> <p>所管課においては、指定管理業務に相当する分の人件費を適切に算定するよう、指定管理者に指導されたい。</p> <p>また、給料とは別の問題として、法人の総勘定元帳に法定福利費として社会保険料支払分が記録されているにもかかわらず、指定管理対象経費として一切計上されていないということも併せて確認されている。</p> <p>この点、社会保険料の支払額であっても、指定管理業務に相当する部分であれば、指定管理対象経費に計上することは差し支えない。</p> <p>所管課においては、この点についても併せて、指定管理者に指導されたい。</p>
措 置 内 容	<p>人件費については、指定管理業務とその他業務との業務量により按分して計上するよう指導済みであり、令和5年度事業計画書の提出時より是正されていることを確認しています。</p> <p>また、法定福利費については、新たな指定期間となる令和6年度から指定管理対象経費として計上することを予定しております。</p>

監 査 対 象	株式会社ファーマーズ・フォレスト (栃木市観光情報物産館)
監査結果報告日	令和5年 3月31日付け 栃市監第67号
措置結果通知日	令和5年 4月24日付け 栃市総第37号
監 査 結 果	<p><b>1 消防訓練の実施について</b></p> <p>消防計画の樹立状況及び当該計画に基づく消防訓練の実施状況を確認したところ、消防計画は樹立されているものの、令和3年度の消防訓練が未実施であり、令和4年度において実施に向け調整中であることが確認された。</p> <p>消防訓練については、仕様書において実施が義務づけられていることはもとより、火災発生時における利用者及び従業員の安全を確保するために、避難経路の確保や初期消火対応等についての準備として、実施しておかなければならない。</p> <p>所管課においては、消防計画書の内容を把握しておくことに加え、指定管理者に対し、確実に消防訓練を実施するよう指導されたい。</p>
措 置 内 容	<p>今後、消防計画書に変更があった際には、指定管理者に写しの提供を求め、内容の把握に努める。また、消防訓練については、指定管理者に対して確実に実施するよう指導し、令和5年度は、消防計画書のとおり年2回(4月、10月)実施する予定である旨の報告を受けている。</p>

監 査 対 象	株式会社ファーマーズ・フォレスト (栃木市観光情報物産館)
監査結果報告日	令和5年 3月31日付け 栃市監第67号
措置結果通知日	令和5年 4月24日付け 栃市総第37号
監 査 結 果	<p><b>2 決算報告について</b></p> <p>令和3年度収支決算について、所管課を通じて提出された数値と、関係帳簿類を照合したところ、総勘定元帳をもとに決算を調製するにあたり、一部の経費について、誤った消費税率を適用している事案が認められた。</p> <p>指定管理に係る収入・支出は、消費税の金額を含んで表示することとされており、事業年度の収支がどのようなものであったか、ひいては指定管理料の額が適切なものであったかを判断するためにも、決算調製における消費税額は、適切に取り扱う必要がある。</p> <p>令和3年度決算については、監査後に、適正な税率を適用して調製した決算資料の提出を受けたが、所管課においては、令和4年度以降の決算の報告を受けるに際し、適切に指定管理者に指導されたい。</p>
措 置 内 容	令和4年度以降の収支決算書についても、指摘のあった消費税の適用の有無を含め、適正かつ正確な事業報告書を作成するよう指導した。